

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和8年1月5日に受け付けました住民監査請求（行政文書の写しの交付に伴う手数料に関するもの）については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

#### （理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「開示決定された行政文書の写しの交付に伴う手数料について」「私は具体的な不利益を被っています」「『横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引』には手数料を負担する解釈として『写しの交付を受ける場合は、その作成に要する実費の範囲で、応分に費用を負担することを要する。』と示されています。しかし、本件では電子情報処理組織での写しの交付を選択した場合と紙媒体で希望した場合との金額がかけ離れており、」「上記の考え方と整合しているとは言えません」「電子情報処理組織による写しの交付に係る手数料の設定および運用が横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈および運用の趣旨に適合しているかについて監査を求めるとともに、不適切と認められる場合には、支払済み手数料の返還を求めます」と述べています。

しかし、法第242条に規定する住民監査請求は、違法な財務会計上の行為等を防止、是正する等により地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であり、個人の権利利益を保護するためのものではないところ、請求人は、監査を通じて自己の支払った手数料の返還を求めているから、その目的は、個人の権利利益の保護にあります。

（裏面あり）

したがって、請求人の主張は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものと認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人の主張は、住民監査請求により解決できるものではないため、他の方法を御検討ください。